

酷暑が続いていますがいかがお過ごしでしょうか。今年は3年ぶりに山の日が8月11日に戻りました。2014年に制定され2016年に施行となった「山の日」ですが「八」の字が山の形に見え、木が立ち並ぶイメージから「11」という様に山を連想させる数字に由来しているそうです。日本の国土は6-7割が山地ですので木陰で涼みながら山を親しむ機会になると良いですね。

消費税インボイス導入の課題整理

いよいよ消費税インボイス制度の導入まで1年余りとなりました。電子帳簿保存法の施行によって既に準備に取り組まれている事業者様も多いかと思いますが、課税事業者・消費税原則課税を前提として、今から検討に入られる方を対象に各部門のタスクについてまとめました。消費税インボイス制度と行っても単に経理部門だけの問題にとどまらず、販売・営業部門と購買・仕入れ部門の会社全体で取り組まなければならない点がありますので、各部の必要性を認識して頂きながら全社的なタスクとして取り組みましょう。

全社的なゴール

- 令和5年10月からのインボイス（適格請求書等）の発行
- インボイス制度・電子帳簿保存法に基づいた書類の保存
- 上記対応の為の業務フローの確認と、システム改修の必要性の確認

各部門の課題

販売・営業部門（売り手側）のタスク

- 入金先の洗出し（全ての入金先に請求書又は領収書を発行しているか・していない先の契約書更新等対応方法検討）
- 請求書等の発行方法（手書き・システム・ワード等）の確認
- 請求書等の交付方法（郵送・メール等）の確認
- 適格請求書等の様式対応（請求書・領収証・契約書等）
- 交付した請求書の写しの保存方法（7年間紙又は電子保存）
- 消費税端数処理方法検討



仕入・購買部門（買い手側）のタスク

- 継続取引業者の中に免税事業者が占める割合を洗い出す（仕入先へのヒアリング）
- 適格請求書発行事業者以外（免税事業者）への対応ルールを決める
- 共同購入の有無の確認と対応
- インボイス等証憑の保管ルールの統一

経理部門のタスク

- 登録番号の取得（自社・取引先）
- 各部門との調整、事務フローの見直し
- 経費精算方法の確認
- 家賃等固定費が口座引き落としやカード決済の場合の必要書類の確認
- 経理処理の確認（免税事業者からの仕入控除制限分の処理方法）
- 免税事業者との取引量に基づくコストの確認

消費税インボイス制度の導入は令和5年（2023年）10月1日です。事業規模にもよりますが、今から準備して決して早すぎる時期ではありません。国税庁等から様々なQ & Aもでておりますので、インボイス制度対応のきっかけとして頂ければと思います。

「修正申告」と「更正の請求」

税務申告を終えた後、過年度の申告を直したい場合には「修正申告」をする
と思っている方も多いのではないのでしょうか。

正確には過年度の申告を直したい場合は「修正申告」と「更正の請求」に分
かれます。どの場合も、**既に決算が確定している場合は「決算報告書」の数
値は変えられません**ので税金の計算のみを正しく申告し直すのですが、申告
期限内であれば「訂正申告」という形で申告書を出しなおす事も可能です。

確定申告（訂正申告を含む） ⇒ その年度の期限内の申告

修正申告 ⇒ 申告税額が過少であったとき、または純損失が過大であったとき
(税金が少なかった時)などに、自主的に申告をし直す場合の申告

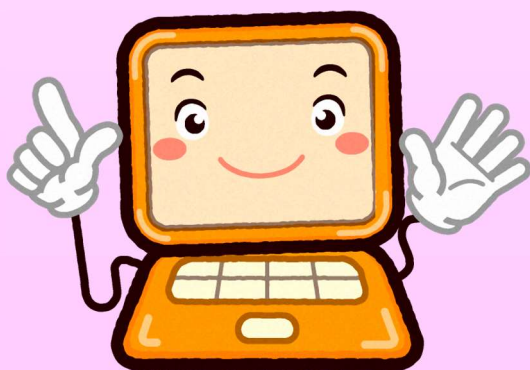
更正の請求 ⇒ 計算ミスなどにより申告税額が過大であったとき、または純損
失額が過少であったとき(税金を払いすぎていた場合)に、税金の減額依頼を
するものになります。更正の請求だけでは税額を決定する力はなく、税務署
等がその内容を検討して認められた場合には、「減額更正」を受けて税額が
確定します。

更正の請求の提出期限は、法定申告期限から5年以内となります。

上記は納税者が主体となるものですが、税務署側が行うものとして「更正」と
「決定」があります。

更正 ⇒ 申告期限内に行われるもの。増額更正と減額更正があります。

決定 ⇒ 申告期限を過ぎたもの(無申告者の場合等)に対して行います。



〈算定基礎による標準報酬月額改定期期〉

算定基礎届提出により新しく決定された標準
報酬月額は、その年の9月から翌年の8月
まで使用することになります。よって10月に支給
される給与から新たな標準報酬月額での社会
保険料が控除されることとなります(「定時改
定」といいます)。※当月分の保険料を当月分
給与から控除している企業については、9月分
は9月支給の給与から控除。

〈コロナ特例改定9月まで延長〉

コロナ特例改定とは下記の要件を全て満たした
場合に、急減月の翌月から標準報酬月額を
改定することができるものです。

〈適用要件〉

- ① コロナの影響による令和4年4月から9
月の間に新たに報酬が著しく減少した月
(急減月)が生じたこと
- ② 急減月に支払われた報酬の総額による標
準報酬月額が既定の標準報酬月額に比
べて2等級以上低いこと
- ③ 改定内容に被保険者本人が書面による
同意をしていること

例えば新型コロナウイルスの影響による休業で、7月分
の報酬が既定の標準報酬月額と比して2等
級以上低い場合にこの改定を適用すれば、翌
月の8月に改訂され、改定後の標準報酬月
額は令和5年8月分の保険料までが対象と
なります。

4月～6月を急減月とする申請期限は8月
31日までとなりますので、対象者がいる場合
は早めに検討しましょう。



優経税理士法人

～(経済産業省認定)経営革新等支援機関です～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ ukz@uk-g.co.jp ☑ http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。